

防府市消防本部ハラスメント等撲滅推進会議設置要綱

平成29年10月31日制定

(設置)

第1条 消防におけるハラスメント等を撲滅するため、消防本部にハラスメント等撲滅推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防本部におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントなどのハラスメント並びに消防に関連する不祥事(以下「ハラスメント等」という。)を撲滅するための施策の企画・立案
- (2) ハラスメント等を防止するための研修及び啓発・広報活動の総括
- (3) ハラスメント等の事案が発生した場合における再発防止措置案の策定
- (4) ハラスメント等を防止するための施策の進捗状況の管理
- (5) その他ハラスメント等の撲滅のために必要な事務

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、消防長をもって充てる。
- 3 副委員長は、消防本部次長をもって充てる。
- 4 委員は、課長級職員をもって充てる。
- 5 委員は、委員長が特に必要と認める場合、前項の規定に関わらず、弁護士などの第三者を委嘱することができる。
- 6 委員長は、必要があると認めた場合において、消防本部ハラスメント相談窓口職員及び消防本部ハラスメント等通報窓口職員をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 7 委員長は、会務を総理する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、毎年度の上半期と下半期に各1回開催することを常例とする

もに、必要に応じ、開催するものとする。

3 会議は、委員長を含め、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の活動に関する協力)

第5条 会議は、必要に応じて、消防職員並びに消防本部ハラスメント相談窓口、消防本部ハラスメント等通報窓口及び消防本部ハラスメント等調査委員会に対し、その業務について協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議に関する庶務は、消防総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。